

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との新規制基準に関する面談」

2. 日時：令和2年2月4日（火）14時05分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

上野管理官補佐、川末安全審査官、宮下原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 担当者 他1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る一部施設の先行使用の実施方針等について、配付資料に基づき説明があった。

(2) 上記(1)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の点について伝え、原子力機構から了解の旨回答があった。

○ 一部施設の先行使用に係る手続きについて、本年4月1日以降においては原子炉等規制法の改正に伴い現状とは異なる手続きが必要となることから、許認可に係るスケジュールを考慮した上で手続きについても検討する必要があること。

6. その他

(1) 原子力機構からの配付資料

・ 原科研放射性廃棄物処理場における一部施設の先行使用について